

社会全体で支える 介護保険制度

さまざまな介護保険のサービスは、社会全体で支えています。

介護保険料

◆市の介護保険料の内訳

市の介護サービスに必要な費用（保険給付の7～9割）と介護予防事業に必要な費用などは、50パーセントを公費（国・県・市）、27パーセントを40歳～64歳までの方が加入している医療保険料と併せて納められる介護保険料、23パーセントを65歳以上の方が市へ納付する介護保険料で賄っています。

◆65歳以上の介護保険料

平成30年度～令和2年度の65歳以上の方（第1号被保険者）が納付する保険料基準額は、年額6万2,540円です。実際に納付する保険料は、基準額を基に所得段階に応じて16段階に分類された金額を納付します。

◆令和2年度の介護保険料の一部変更

第4～16段階の方は平成30年度と同じですが、第1～3段階の方は、介護保険法施行令などの改正により、変更します。

◆令和2年度介護保険料決定通知の発送

令和2年度の保険料額は、6月中旬以降に送付する介護保険料決定通知書でお知らせします。5月30日以降65歳を迎える方は、65歳を迎えた翌月以降順次送付します。

◆介護保険料の納付方法

特別徴収

特別徴収は、年金からの差し引きで納付します。対象者は、年金の年間受給額が18万円以上の方です（一部例外あり）。

特別徴収の仮徴収

介護保険料は所得段階ごとに設定するため、前年の所得が決定する6月以降に決定します。このため、2月に年金から差し引いた金額と同じ額を、4・6・8月支給の年金から「仮徴収」として差し引きます。10月以降は、年額保険料から仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として10・12・2月支給の年金から差し引きます。

普通徴収

普通徴収は、納付書を使って金融機関の窓口、コンビニ払い、ペイジー、LINE Payを利用して納付します。銀行・ゆうちょ口座からの自動引き落としも可能です。自動引き落としを希望する場合は事前に申し込みが必要です。

普通徴収となる方

次の方は普通徴収で納付します。

- ①年度の途中で65歳になる方
- ②転入した方
- ③年金を受給していない方
- ④年金の年間受給額が18万円未満の方

①②は翌年度以降特別徴収の準備ができ次第、特別徴収に切り替わります。①～④のいずれの場合も特別徴収に切り替わる場合は、事前に通知します。

普通徴収の納付期限

普通徴収では、1年分の保険料を6月～翌年3月まで10回に分けて納付します。各納期内の納付をお願いします。

◆介護保険料が未納があると

保険料に未納があると、滞納処分の対象となる他、介護サービス利用時に制限が発生する場合があります。納期限内に納付できない場合は担当へご相談ください。

◆介護保険料の減免制度

市では、介護保険料が生活保護受給者を除く第1～3段階の方で生活が著しく困難と認められた方へ、介護保険料を減免する制度を設けています。

減免を受けるためには収入などの要件があります。令和2年度介護保険料を1年度分減免したい場合の申請締め切りは、6月30日（火）です。6月30日（火）以降も申請は受け付けますが、その場合の減免期間は、申請があった日の属する月分になります。詳しくは、6月中旬に送付する「令和2年度介護保険料額決定通知書」をご覧ください。担当へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症に関する減免は6面をご覧ください。

サービス利用時の負担軽減

◆低所得者の方の食費・居住費の負担軽減や利用者負担額の軽減

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型施設、介護医療院の入所者およびこれら施設の短期入所者（ショートステイ利用者）を対象に、食費・居住費の自己負担額を軽減する制度があります。市へ申請し、対象となった場合は「介護保険負担限度額認定証」を発行します。対象となる方は、要介護認定がある方、世帯全員の平成31年（令和元年）中の所得の申告（以下、所得の申告）があり世帯が市民税非課税である方、給付の制限を受けていない方、預貯金の金額などの他、要件があります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方へ

現在の介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和2年7月31日（金）です。8月1日（土）以降引き続き対象となる見込みの方には6月中に案内と申請書を送付します。

※世帯員全員の所得の申告が確認できない方には送付しませんのでご注意ください。

世帯員の所得の申告が必要

収入が無い場合でも世帯員全員について、所得の申告が必要です。

◆その他のサービス利用料の減免

社会福祉法人などの介護サービスを利用する低所得者の方に対し、利用料の負担を軽減する制度があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当

介護保険課 ☎046(252)7538 ☎046(252)8238

6月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時（10日は午後のみ）	☎046(252)8490 （電話相談可）
弁護士	9日夜10日16日夜17日23日夜24日 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分	予約制（電話可） 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回のみ（25分以内）、その他の相談は一人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士（遺言書等作成）	11日 毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分	
交通事故	16日 毎月第3火曜日午後1時30分～4時	
税理士	26日 毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分	
不動産（取引・契約）	25日 毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分	
分譲マンション（近隣・管理組合）	12日 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（11日まで受け付け）	
行政相談（国に対する要望）	18日 毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分	
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員（近隣問題など）	9日 毎月第2火曜日午後1時30分～3時30分（電話相談のみ、事前予約制）	☎046(252)8087
女性相談（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課
駐留軍離職者	18日 毎月第3木曜日午前10時～午後3時	ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～4時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
障がい者支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可））、ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分と午後1時～4時45分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732

6月に納めていただくのは

▽市・県民税（第1期）▽国民健康保険税（第1期）▽介護保険料（第1期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年課☎046(252)7003へ）。